



第3章

計画の考え方

1 基本方針

本市では、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、自転車については、身近な交通手段として安全利用を推進するとともに、地域状況等を踏まえた利用環境の整備や自転車の活用などに取組むこととしています。

これまで自転車に関わる取組として、通行環境の整備、駐輪対策、ルール・マナーの啓発などの取組を、それぞれ個別に実施してきました。今後も、これまでの取組についてもより一層の充実を図るとともに、自転車活用推進法の施行を契機に「自転車の活用」という新たな視点を加え、商業・産業・観光などの分野において川崎市の魅力を発信していく新たな取組を実施していくため、互いに連携し、効果を高め合いながらそれぞれの取組を進めていく必要があります。

そこで、自転車活用推進法の基本理念を踏まえて、平成30年3月に策定した「川崎市自転車利用基本方針」で定めた「通行環境整備」「駐輪対策」「自転車の活用」「ルール・マナー啓発」の4つの視点に対して「目標」を設定し、政策を展開していきます。



図 3-1 施策の連携イメージ

視点1：通行環境整備

【目標】自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる自転車通行環境の創出

【課題1】連続的な自転車の通行環境の確保

- ・自転車や歩行者が安全・安心して通行できる空間を確保するため、連続的な自転車通行環境の整備が必要です。
- ・整備にあたっては、地域の特性やニーズ、道路状況等を踏まえ、整備路線や整備形態を選定することが必要です。
- ・特に自転車や歩行者が集まる鉄道駅周辺エリアについて、優先的に整備を進めていく必要があります。
- ・整備実施後は適正な管理を行い、良好な自転車通行環境を維持することが必要です。

【課題2】自転車関連事故のさらなる抑制

- ・自転車関連事故のさらなる抑制に向け、通行環境の整備により、自転車通行位置を明確化することで、安全性の向上を図る必要があります。
- ・自転車通行環境整備箇所（路線）の情報を発信し、自転車利用者が安全で快適に通行できるルートを選択を可能にすることで、安全性の向上を図ります。

【方針1】安全で快適な自転車ネットワークの構築

- 自転車ネットワーク計画の推進
- 状況に応じた通行空間の確保

【方針2】自転車通行環境の適正管理

- 自転車通行環境整備台帳の作成
- 整備状況の情報発信

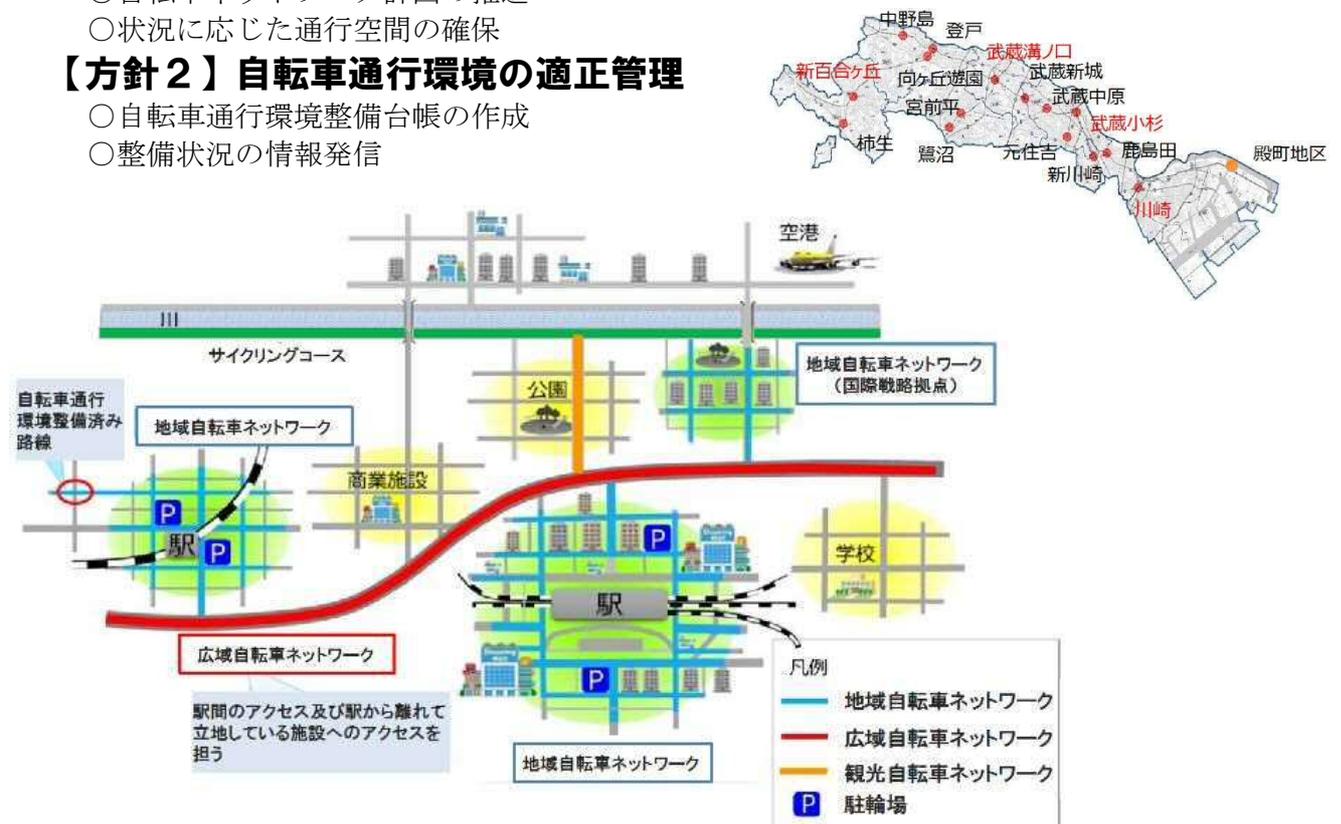


図 3-2 自転車ネットワークイメージ図

視点2：駐輪対策

**【目標】 地域の特性や利用者のニーズに応じた、
自転車を適切に止められる駐輪環境の構築**

【課題1】駐輪場のさらなる利便性向上

- ・駐輪場へのアクセスのための通行環境が整備されておらず、駅周辺の歩行空間において歩行者との輻輳が生じているケースがあるため、アクセス性の向上が必要です。
- ・利用者のニーズに対応するため、買い物客等の短時間利用者向けの時間単位の利用設定や、チャイルドシート付などの大型自転車でも利用しやすい駐輪場への対応が必要です。

【課題2】駐輪場の確保

- ・駐輪場が不足している地域（駅）では、周辺の地域特性に合わせた駐輪場の配置・確保が必要です。

【課題3】放置自転車のさらなる抑制

- ・自転車利用者への啓発や、放置自転車の撤去活動を引き続き行っていく必要があります。また、駐輪場の利用率を上げることも重要です。

【方針1】駐輪場の利用促進

- 駐輪ニーズに応じた対応
- 施設情報の提供促進

【方針2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保

- 駐輪場の適正配置の検討
- 適正量の駐輪場確保

【方針3】放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- 放置自転車の抑制に向けた啓発手法の検討



図 3-3 駐輪対策イメージ図

視点3：自転車の活用

【目標】身近な乗り物として自転車の役割を拡大し、地域の新たな魅力発見と活力の向上

【目指す方向性1】自転車の新たな魅力や活用方法の発見

- ・自転車のもつ特徴やメリット、様々な活用方法について知ってもらうことで、自転車の魅力発見や、様々な活用機会の創出が期待できます。
- ・観光やレジャー、災害など、市民の生活やまちづくりの視点から、これまで自転車を活用していなかった分野における活用の可能性があります。

【目指す方向性2】自転車利用による利便性向上と地域の魅力発見

- ・自転車の利用によって、人々の行動範囲の広がりや、地域の回遊性向上が期待できるとともに、地域の新たな魅力を発見する機会につながります。

【目指す方向性3】安全・適正な自転車利用へ向けたさらなる施策の充実

- ・今後、自転車の活用を促進するためには、自転車を安全に利用する環境づくりをさらに推進していく必要があります。

【方針1】自転車に親しむ機会の創出

- サイクルスポーツの環境づくり、市民の健康の保持増進、市民の体力向上
- 観光客の来訪促進、地域活性化の支援、シェアサイクル施設の整備

【方針2】新たな分野への自転車の活用

- 業務利用や災害時の活用など新たな分野で自転車を活用

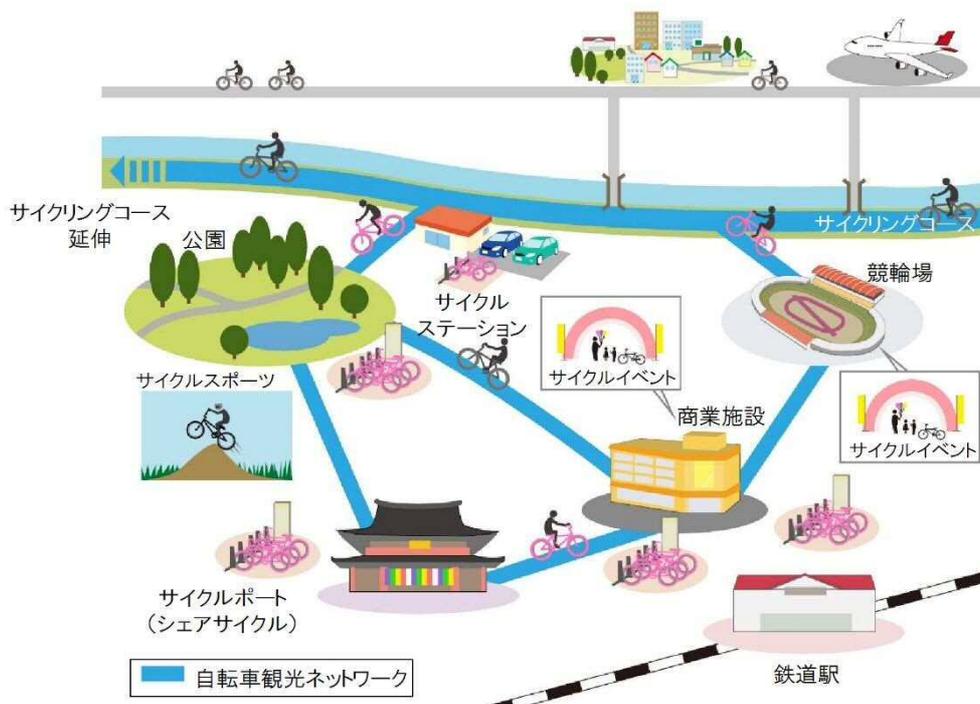


図 3-4 自転車の活用イメージ図

視点4：ルール・マナー啓発

【目標】ルール・マナーの啓発による交通事故防止

【課題1】より多くの人への安全教育の機会の構築

- ・繰り返し学習する機会の構築に向け、各年齢段階における教育・学習機会の充実や、継続的な啓発活動が必要です。
- ・特に、事故の当事者となる割合の高い成人に対する教育の場の構築と、参加促進に向けた施策の展開が必要です。
- ・多くの人に自転車の安全利用について知ってもらい、行動してもらうために、発信力のある広報・啓発が必要です。

【課題2】自転車事故の発生状況や利用者の実態に合わせた対策の検討・実施

- ・交通事故を未然に防ぐため、自転車利用ルールの認知度・遵守率の向上や、交通違反に対する指導や啓発、また、自転車整備不良への注意喚起が必要です。
- ・事故による損害賠償に対する意識の向上や、自転車損害賠償責任保険等への加入促進が必要です。

【方針1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進
- 交通ルールの見える化の推進
- 自転車利用ルールの広報・啓発を推進
- 交通ルール違反に対する指導・誘導・取締りの強化

【方針2】自転車の安全・安心利用に備える

- 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 自転車点検整備の促進

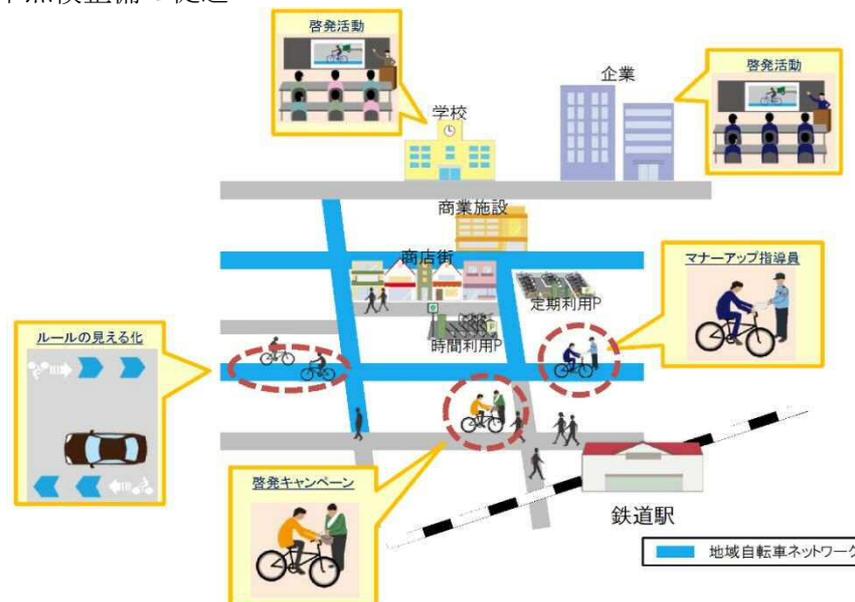


図 3-5 ルール・マナー啓発イメージ図

2 政策及び施策の体系

本計画では、「通行環境整備」「駐輪対策」「自転車の活用」「ルール・マナー啓発」の4つの視点を「基本政策」、方針を「政策」とし、効果的な各政策を推進するため、具体的な取組内容について策定するものです。

基本政策	政策及び施策
通行環境整備	<p>【政策 1-1】安全で快適な自転車ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策 1-1-1 自転車ネットワークの構築 ・ 施策 1-1-2 シェアサイクル実証実験で得られるビッグデータを活用した自転車通行環境の整備 ・ 施策 1-1-3 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進 <p>【政策 1-2】自転車通行環境の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策 1-2-1 自転車通行環境の適正な維持管理及び改善の検討 ・ 施策 1-2-2 自転車通行環境の整備状況の情報発信
	駐輪対策
<p>【政策 2-2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策 2-2-1 駐輪場整備の推進及び適正な維持管理 ・ 施策 2-2-2 民間事業者等による駐輪場整備の促進 	
<p>【政策 2-3】放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策 2-3-1 効果的な撤去活動の推進 ・ 施策 2-3-2 効率的な保管所運営の推進 ・ 施策 2-3-3 放置自転車の抑制に向けた取組の推進 	

基本政策

政策及び施策

自転車の活用

【政策3-1】自転車に親しむ機会の創出

- ・ 施策3-1-1 シェアサイクル事業の促進
- ・ 施策3-1-2 観光来訪のための自転車利用の促進
- ・ 施策3-1-3 サイクルスポーツ活性化の環境づくり
- ・ 施策3-1-4 自転車を利用した健康づくりや環境負荷の低減に関する広報の推進

【政策3-2】新たな分野への自転車の活用

- ・ 施策3-2-1 自転車の業務利用の促進
- ・ 施策3-2-2 自転車を活用した国際交流の促進
- ・ 施策3-2-3 公共交通と自転車の連携および利用促進
- ・ 施策3-2-4 災害時の自転車の有効活用

ルール・マナー啓発

【政策4-1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- ・ 施策4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進と交通ルールの見える化の推進
- ・ 施策4-1-2 自転車利用ルールの広報・啓発の推進
- ・ 施策4-1-3 ルールとマナーの周知・徹底

【政策4-2】自転車の安全・安心利用に備える

- ・ 施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- ・ 施策4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発
- ・ 施策4-2-3 自転車点検整備の促進



第4章

各政策の展開

基本政策 1 通行環境整備

自転車ネットワークを構築し、自転車通行空間の整備を行うとともに、適正に維持管理を行うことで、「自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出」を目指します。

【政策 1-1】安全で快適な自転車ネットワークの構築

- 自転車利用や事故が多い区域等において、安全で快適な自転車通行環境の整備を推進するとともに、シェアサイクルの移動データなどを活用するなど、利用実態に応じた自転車ネットワークを構築します。
- 都市計画道路の整備や無電柱化などの機会をとらえて、自転車ネットワークの拡大を目指します。
- 整備した箇所の自動車駐車対策を着実に実施し、自転車利用の快適性の向上に努めます。

施策 1-1-1 自転車ネットワークの構築

自転車ネットワークの構築に向けて、自転車利用や事故が多い区域の路線等について安全で快適な自転車通行環境の整備を推進するとともに、将来的に市内全域に自転車ネットワークを展開するため、その他の路線についても、地域の実情に応じた生活道路での安全対策や、幹線道路の整備、無電柱化などに合わせた、自転車通行空間の確保に向けた検討を進めます。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境整備に向けた計画的な取組の推進		
	・自転車ネットワークの構築に向けた自転車通行環境整備の推進		→ 事業推進
	・地域の実情に応じた生活道路での安全対策の実施		→
道路改良事業	●都市計画道路等の幹線道路網の整備の推進		
	・自転車ネットワークの構築に向けた幹線道路の整備に合わせた自転車通行環境整備の推進		→ 事業推進
	・その他の幹線道路の整備に合わせた自転車通行空間の確保に向けた検討		→

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
羽田連絡道路整備事業	●羽田連絡道路整備に向けた取組の推進		
	・羽田連絡道路の整備に 合わせた自転車道の完 成		

※自転車ネットワーク構築に向けた具体的な取組内容については、「川崎市自転車ネットワーク計画（平成31年3月策定）」に位置付けています。

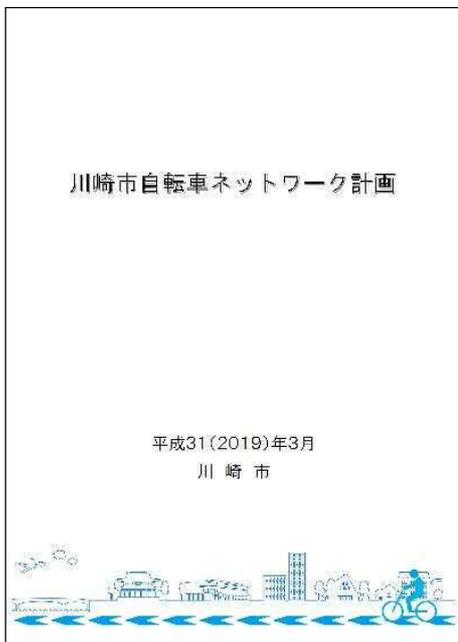


図 4-1 川崎市自転車ネットワーク計画



図 4-2 自転車通行環境の整備に伴うキャンペーンの実施

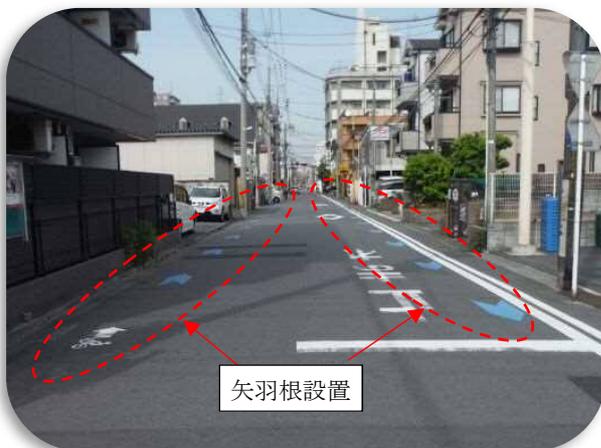


図 4-3 地域の実情に応じた生活道路での安全対策の実施（市道元木9号線）



図 4-4 幹線道路の整備に合わせた自転車通行環境の整備（主要地方道東京丸子横浜）

**施策 1-1-2 シェアサイクル実証実験で得られるビックデータを活用した
自転車通行環境の整備**

シェアサイクル実証実験で得られたデータを、新たな路線選定や整備の優先順位の設定などに活用することを検討し、効率的・効果的な自転車通行環境の整備を推進します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の活用に向けた取組の推進		
	・シェアサイクル実証実験による移動データ等の取得		
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境整備に向けた計画的な取組の推進		
	・自転車通行環境整備への移動データ等の活用検討		→



【(少) 水色⇒青色⇒赤色 (多)】

ヒートマップ※分析の例



【移動の起終点を表示】

from to 分析の例

図 4-5 ビックデータの活用

※シェアサイクルの利用台数や滞在時間に応じて、色や濃淡として可視化した図のこと

施策 1 - 1 - 3 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

路上の駐停車を低減し、自転車を含む車両が円滑に通行できるよう駐車施設の附置等に関する条例の規定に基づく駐車場の確保や荷さばき用駐車スペースの確保に向けた検討を進めます。

また、関係機関と連携して、沿道状況等を踏まえた自転車通行環境への駐停車対策を検討するとともに、違法駐車への取締りに向けた取り組みを推進します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
駐車施設整備推進事業	●駐車場法及び条例等に基づく路外駐車場や付置義務駐車場の整備推進		
	・駐車施設設置に関する協議・指導		→ 事業推進
	●川崎駅周辺地区における荷さばき対策の推進		
	・無秩序な路上荷さばきの抑制の継続実施		→ 事業推進
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境整備に向けた計画的な取組の推進		
	・関係機関と連携した自転車通行環境への駐停車対策の検討及び実施		→ 事業推進



図 4-6 路外駐車場への入庫車両に対する対策例（主要地方道東京丸子横浜線）

【政策1-2】自転車通行環境の適正管理

- 自転車通行環境を適正に維持管理や改善することで、安全・安心・快適に利用できる環境を整えるとともに、自転車利用者に対して整備状況を情報発信します。

施策1-2-1 自転車通行環境の適正な維持管理及び改善の検討

自転車通行環境の施設管理台帳を作成・管理するとともに、定期的に点検を行い、計画的に維持補修を行うなど、適正に維持管理を行います。

また、自転車、歩行者、自動車の安全と円滑な通行を確保するため、関係機関と連携して道路標識や道路標示等の適切な設置や運用に努めるとともに、現地の利用状況等に応じた自転車通行環境の安全性・快適性の改善を検討します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境整備に向けた計画的な取組の推進		
	○自転車通行環境の安全性・快適性の改善 ・自転車通行環境の施設管理台帳の管理 ・自転車通行環境の定期的な点検及び維持補修		→ 事業推進
安全施設整備事業	●道路安全施設の整備および維持補修		
	・道路標識、防護柵、カーブミラーなどの整備、維持補修の継続実施		→ 事業推進

自転車通行環境整備台帳 (新設用)

管理番号	事業年度	行地区	ネットワーク区分
C-041	2017(02期)	多摩区	自転車道等の拡充 自転車と自動車混在
路線名	主要地方道惣田谷町(田)線		道路種別
位置	川崎市多摩区生田7丁目0番地先		主要地方道(国道)




区	区	区	区	区	区
1	0.37	0.27	0.37	0.37	H30:3

図 4-7 自転車通行環境整備台帳



図 4-8 自転車通行環境の維持管理

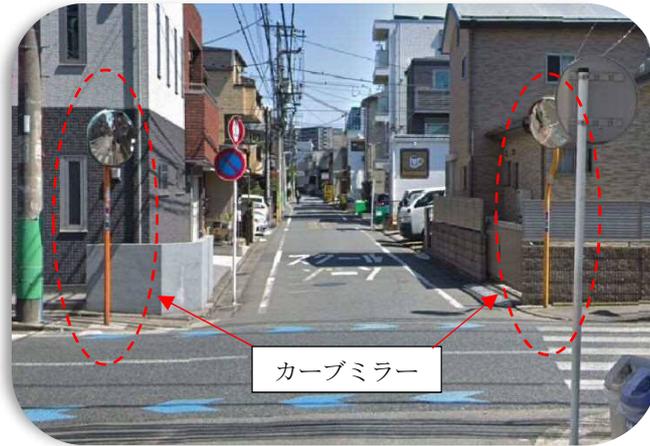


図 4-9 カーブミラー設置状況

施策 1 - 2 - 2 自転車通行環境の整備状況の情報発信

自転車利用者へ安全で快適なルートを選択できるよう情報通信技術等による、自転車通行環境の整備状況について情報発信を行います。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境整備に向けた計画的な取組の推進		
	・情報通信技術等を活用した自転車通行環境の整備状況の情報発信		→ 事業推進



図 4-10 自転車通行環境整備箇所図（ガイドマップかわさき）

基本政策 2 駐輪対策

駐輪場の適正な配置や利用促進を行い、効果的な撤去活動を行うなど「地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に停められる駐輪環境の構築」を目指します。

【政策 2 - 1】駐輪場の利用促進

- 地域の特性を踏まえて、買い物客等の短時間利用者向けの利用設定や、チャイルドシート付などの大型自転車への対応等を検討するとともに、情報通信技術等を活用して施設情報について適切に情報発信するなど、利用ニーズに応じた取り組みを進めます。

施策 2 - 1 - 1 利用者のニーズに応じた駐輪場の利便性向上

子供乗せ電動アシスト自転車などの大型自転車の利用や短時間利用、多様な決済方法など、利用者のニーズを踏まえた駐輪場の利便性向上に取り組みます。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●駐輪場等の整備・拡充		
	・子供乗せ自転車等の利用や短時間利用など利用者ニーズを踏まえた駐輪場の利便性向上に向けた取組の継続実施		➤ 事業推進



武蔵新城駅周辺自転車等駐車場



武蔵中原駅周辺自転車等駐車場

図 4-11 子供乗せ自転車用の駐輪場の事例

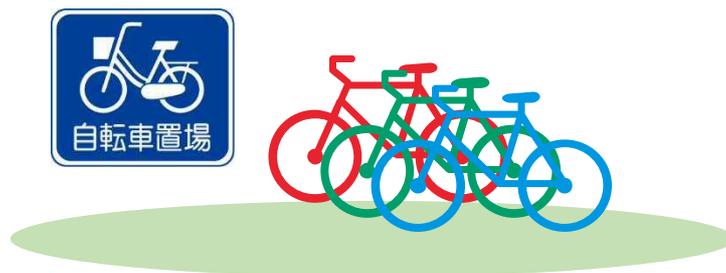
施策 2 - 1 - 2 自転車の適正利用に向けた駐輪場の利用促進

指定管理者制度による民間事業者のノウハウを活用した駐輪場の経営・管理運営により、駐輪場の利用促進を図ります。また、駐輪場利用率に偏在がみられることから、駐輪場の利用状況等に応じた料金設定の見直しに向け、取組を進めます。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●放置対策・利用環境整備の推進		
	・指定管理者制度による、駐輪場の効率的な管理運営の継続実施		➤ 事業推進
	・駐輪場の料金設定の見直しに向けた検討		➤



図 4-12 指定管理者による駐輪場運営状況



施策 2 - 1 - 3 施設情報の提供促進

情報通信技術等を活用して、時間利用者への駐輪場の位置や料金、利用状況などの施設情報の提供に取り組みます。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●放置対策・利用環境整備の推進		
	・情報通信技術等を活用した駐輪場施設情報の提供		→ 事業推進



図 4-13 市役所通り駐輪場の満空状況



エリア名	自転車 空き台数	バイク 空き台数	備考
武蔵小杉駅	101/485	22/85	
元住吉駅	137/757	17/37	
武蔵溝ノ口駅	392/1432	1/10	
宮崎台駅	22/250		

図 4-14 駐輪場の満空 Web システム（一般社団法人川崎市交通安全協会）

【政策 2 - 2】 地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保

- 利用ニーズに応じて、駐輪場の再編整備や民間活力の活用などにより、地域特性に合わせた駐輪場の配置や確保に努めます。

施策 2 - 2 - 1 駐輪場整備の推進及び適正な維持管理

各駐輪場の利用状況や、現状のシェアサイクル利用実態などを踏まえ、将来人口推計などを考慮したうえで、必要台数の精査を行い、効率的・効果的な駐輪場運営に向けて、整備や統廃合に取り組むとともに、適正な維持管理を行います。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●駐輪場等の整備・拡充及び適正な維持管理		
	・既設駐輪場の再編整備 計画策定	・駐輪場再編整備計画に 基づく事業推進	➤ 事業推進
	・新設駐輪場の整備		
	・新川通り駐輪場の整備 完了		➤
	・小川町地区代替駐輪場 の整備完了		
・駐輪場の適正な維持管理 等の実施		➤	



図 4-15 駐輪場の整備イメージ（(仮称)小川町地下機械式駐輪場）

施策 2 - 2 - 2 民間事業者等による駐輪場整備の促進

「川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例」の適正な運用や「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の効果的な運用により、民間事業者等による駐輪場整備を推進するとともに、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、鉄道事業者との連携による駐輪場整備の促進を図ります。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●駐輪場等の整備・拡充		
	・川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例の適正な運用による民間事業者等による駐輪場の整備促進		→ 事業推進
	・民間自転車等駐車場整備費補助金制度の効果的な運用による民間事業者による駐輪場の整備促進		→
	・鉄道事業者との連携による駐輪場の整備促進		→



図 4-16 附置義務条例による駐輪場（幸区役所）



図 4-17 補助金制度を用いた駐輪場



図 4-18 鉄道高架下駐輪場（小田急電鉄 登戸駅）

【政策2-3】 放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- 効率的、効果的な撤去活動を引き続き行うとともに、放置自転車について継続して啓発活動を行っていきます。

施策2-3-1 効果的な撤去活動の推進

放置自転車の現状を把握し、また、他都市の事例などを参考に、実施箇所の選定や、実施時間帯、撤去活動の頻度、実施体制、実施に係わる課題（苦情対応、撤去活動の安全確保、放置状況や損傷確認の方法等）などの整理・検討を行い、より効果的な撤去活動に取り組むとともに、放置禁止区域の新規指定を実施します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●放置対策・利用環境整備の推進		
	・放置自転車の撤去について実施箇所や時間帯など、より効果的な撤去活動の推進		→ 事業推進
	・放置禁止区域の指定に向けた取組の推進	・若葉台駅放置禁止区域の指定	



図 4-19 放置自転車の撤去活動

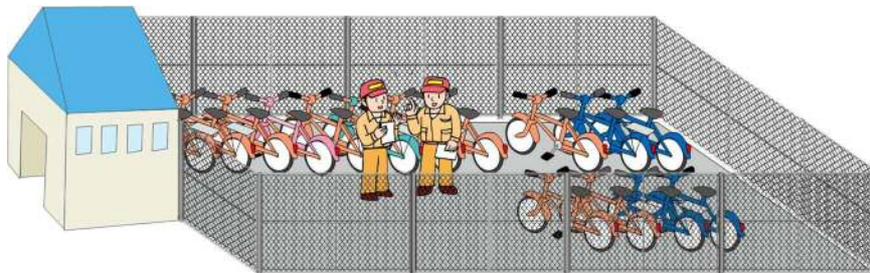
施策 2 - 3 - 2 効率的な保管所運営の推進

川崎市内 9 箇所の自転車の保管所を対象に、利用実態（運搬車両の動線、長期保管の状況）を把握し、撤去地区の傾向や保管台数、保管期間等の状況を整理し、適正な保管所運営を推進します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度以降
放置自転車対策事業	●放置対策・利用環境整備の推進		
	・保管状況等の利用実態 に応じた保管所再編の 検討	・保管所再編に向けた取 組の推進	➤ 事業推進
	・撤去した自転車の保管・ 返還業務等、適正な保 管所運営の継続実施		



図 4-20 撤去自転車の搬入状況



施策 2 - 3 - 3 放置自転車の抑制に向けた取組の推進

駐輪場の利用促進を目指して、駅周辺における駐輪場の案内や誘導の実施、啓発活動などを推進します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
放置自転車対策事業	●放置対策・利用環境整備の推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンキャンペーン、チラシ配布、路面シートの添付等、啓発活動の継続実施 		→ 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺における駐輪場の案内・誘導等の継続実施 		→



図 4-21 整理誘導員による誘導



基本政策3 自転車の活用

自転車の日常利用に加え、観光資源を快適に回遊することや、身近な身体活動やスポーツなど、様々な場面で自転車が活用されるよう政策を進め、「身近な乗り物として自転車の役割を拡大し、地域の新たな魅力発見と活力の向上」を目指します。

【政策3-1】自転車に親しむ機会の創出

- 自転車の利用によって、人々の行動範囲の広がりや、地域の回遊性向上が期待できます。また、自転車は電車や自動車よりもゆっくりと、利用者のペースで移動できることから、地域の新たな魅力を発見する機会を創出します。
- 今後自転車の活用を促進するためには、自転車を安全に利用する環境づくりを「通行環境整備、駐輪対策、ルール・マナー啓発」とともに、さらに推進していきます。

施策3-1-1 シェアサイクル事業の促進

観光客のアクセス手段の充実や商業活性化、放置自転車対策等に資するシェアサイクルの有効性及び課題等を明らかにするため、実証実験において効果検証を行います。また、シェアサイクルの利用促進を図るため、民間事業者と連携しながら、シェアサイクルポートの増設や、シェアサイクルの台数の充実に向けた取組を推進します。

市民の集まるお祭りやイベントにおいて、民間団体・関係団体と協働し、自転車利用の促進に向けた取組を推進します。

総合計画における関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の活用に向けた取組の推進		
	・シェアサイクル実証実験及び効果検証	・実証実験の結果を踏まえた事業の推進	➤ 事業推進
観光振興事業	●新・かわさき観光振興プランに基づく施策の展開		
	・イベント等での自転車利用の促進に向けた取組の推進		➤ 事業推進



図 4-22 シェアサイクルのリーフレット



シェアサイクルポート



利用促進キャンペーン



シェアサイクル利用状況
図 4-23 シェアサイクル関連写真

施策3-1-2 観光来訪のための自転車利用の促進

かわさき多摩川ふれあいロードの延伸整備や幅員の拡充など、歩行者や自転車が連続して安全・安心に楽しめる空間の充実を図ります。また、近隣都市と連携を図りながら生田緑地などの観光資源を自転車で快適に回遊できるよう、かわさき多摩川ふれあいロードへのアクセスの向上を図るなど、観光自転車ネットワークの構築や観光振興に向けた取組を推進します。

サイクリングの途中に気軽に自転車を停めて立ち寄れるトイレ、雨宿りや休憩できるスペースを有するスポット（サイクルステーション）について、既存施設の活用や民間との協働等により、大規模公園等への設置を検討します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車通行環境整備事業	●自転車ネットワーク計画に基づく整備の推進		
	・観光自転車ネットワークの構築に向けた自転車通行環境整備の推進		➤ 事業推進
多摩川プラン推進事業	●多摩川河川敷の運動施設等の整備		
	・かわさき多摩川ふれあいロードの延伸整備 小向地区	小向地区	➤ 戸手地区着手予定(R4)
観光振興事業	●本市の多彩な観光資源の魅力発信と多様な広報戦略の実施		
	・ホームページやパンフレットなどによる情報発信、広報戦略の推進の継続実施		➤ 事業推進
パークマネジメント推進事業	●公園緑地等の管理運営の推進		
	・民間活力導入に向けた検討及び実施（大規模公園等の利便性向上に向けたサイクルステーションの設置検討等）		➤ 事業推進



生田緑地



川崎市緑化センター



藤子・F・不二雄ミュージアム



二ヶ領せせらぎ館



多摩川



二ヶ領用水

図 4-24 川崎市における観光施設の事例

施策3-1-3 サイクルスポーツ活性化の環境づくり

競輪場でのこども自転車教室の開催や中学生の職業体験、小学生の施設見学、小学校での出張授業などを通じて、自転車スポーツの振興・普及に向けた取り組みを推進します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、正式種目となっているBMXの施設の検討など、サイクルスポーツ活性化の環境づくりに取り組みます。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
競輪等開催・運営事業	●市民に親しまれる競輪場に向けた取組		
	・こども自転車教室の開催などを通じた自転車スポーツの振興・普及に向けた取組の推進		→ 事業推進
東京オリンピック・パラリンピック推進事業	●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした若者文化の発信		
	○BMXなど若者文化の発信に向けた取組の検討 ・サイクルスポーツ活性化の環境づくりに向けた検討・調整		→

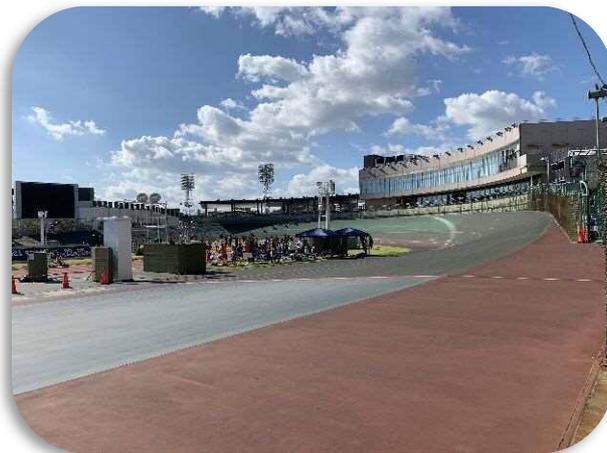


図 4-25 競輪場の写真



小学校での出張授業



駅伝やマラソンの先導役



商店街イベントへの参加

図 4-26 競輪関係の取り組みの状況



図 4-27 BMX の競技状況

施策3-1-4 自転車を利用した健康づくりや環境負荷の低減に関する広報の推進

市民の健康の保持増進に関する広報において、ウォーキングのほか自転車をこぐなど個人に合った身近な方法を身体活動に取り入れていくことを推進します。

また、マイカー等から自転車への転換による温室効果ガスや大気汚染物質の排出量の削減など、環境負荷の低減につながるといった複合的な効果もあることから、周知・啓発を図ります。

企業・団体等が過度な負担なく適切かつ円滑に自転車通勤制度を導入できるよう、普及拡大に向けた広報啓発活動等を実施します。

総合計画における関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の活用に向けた取組の推進		
	・企業や団体等への自転車通勤制度の導入に向けた広報啓発		→ 事業推進
健康づくり事業	●「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」に基づく取組の実施		
	・地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくりの普及啓発の継続実施		→ 事業推進
環境教育推進事業	●市民、事業者等と協働した環境教育の推進		
	・環境配慮行動の促進に向けた情報発信の充実		→ 事業推進



図 4-28 自転車通勤のイメージ

【政策3-2】新たな分野への自転車の活用

- 自転車のもつ特徴やメリット、様々な活用方法について知ってもらうことで、自転車の魅力の発見や、様々な活用機会を創出します。
- 観光やレジャー、災害時など、市民の生活やまちづくりの視点から、これまで自転車を活用していなかった分野における活用の可能性について検討します。

施策3-2-1 自転車の業務利用の促進

自動車から自転車への転換に向けて、企業・団体等が過度な負担なく適切かつ円滑に自転車の業務利用を導入できるよう、普及拡大に向けた広報啓発活動等を実施します。

総合計画における関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の活用に向けた取組の推進		
	・企業・団体等への自転車の業務利用の導入に向けた広報啓発		→ 事業推進



配達業者が荷物を自転車で配達



事業者の従業員が業務で自転車を利用

図 4-29 自転車を業務利用するイメージ

施策3-2-2 自転車を活用した国際交流の促進

インバウンド需要の拡大に伴い、外国人がシェアサイクルを利用しやすい環境を整えます。また外国人観光客が集まるスポットなどで、自転車を活用した国際交流の促進に繋がる広報活動を行います。

総合計画における関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の活用に向けた取組の推進		
	・外国人が利用しやすいシェアサイクルシステムの検討及び広報活動		事業推進



図 4-30 シェアサイクル外国語表示（ディスプレイ表示・アプリ上画面）



図 4-31 シェアサイクル英語版パンフレットの例

出典：金沢市公共シェアサイクル「まちなり」のホームページより

施策 3 - 2 - 3 公共交通と自転車の連携および利用促進

自転車は身近な交通手段であることから、市民が最適な移動手段を選択できるよう、シェアサイクルと公共交通との連携を検討します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の活用に向けた取組の推進		
	・自転車と公共交通との 連携検討	→	

向ヶ丘遊園駅



登戸駅



図 4-32 シェアサイクルポートを鉄道駅に設置した事例
(小田急電鉄 登戸駅・向ヶ丘遊園駅)



施策 3 - 2 - 4 災害時の自転車の有効活用

災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、庁舎や関連施設等に自転車を配備し、災害時に情報伝達などへの活用について検討します。

また、平成 30 年 12 月に変更された国土強靱化基本計画（国）を参考に、本市における災害時の自転車活用について検討します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度以降
防災対策管理運営事業	●国土強靱化地域計画の推進と進捗管理		
	・計画の検証及び見直し等の実施		→ 事業推進
	●地域防災計画（各編）の推進		
	・計画（各編）の検証及び見直し等の実施		→ 事業推進
	●業務継続計画の推進		
	・計画の検証及び見直し等の実施		→ 事業推進



図 4-33 災害用自転車の配備事例（中原区役所道路公園センター内）

基本政策 4 ルール・マナー啓発

自転車利用者が交通ルールを遵守し、歩行者への思いやりをもって自転車に乗り交通事故を防止できるよう、交通安全教育の推進や自転車損害賠償責任保険の加入促進など、「ルール・マナーの啓発による交通事故防止」に取り組めます。

【政策 4-1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 繰り返し学習する機会の構築に向け、各年齢段階における教育・学習機会の充実や、継続的な啓発活動、成人の参加促進に向けた施策を展開します。
- より交通安全意識の高揚を図れるような広報・啓発を行い、多くの人に自転車の安全利用について知ってもらい、行動してもらうよう努めます。
- 交通事故を未然に防ぐため、自転車利用ルールの認知度・遵守率の向上や、交通違反に対する指導や啓発に努めます。
- 歩行者と自転車が共存する箇所での、歩行者に対する安全性や自転車通行マナーの問題解決を目指します。

施策 4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進と交通ルールの見える化の推進

全ての市民に自転車のルール・マナーの周知を図るため、

- ・ 幼児、児童、生徒、学生、成人、高齢者など、各年齢段階における自転車等交通安全教育を推進するとともに、成人への交通安全教育の機会の充実を図ります。
- ・ 自転車の走行位置を示す矢羽根を設置するなど、市民に分かりやすい自転車通行環境整備を推進します。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
交通安全推進事業	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催		
	○幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各年齢段階での交通安全教室、講話の実施 開催数：490回以上 (※自転車以外の交通安全教室を含む)	開催数：490回以上	➤ 事業推進
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境整備に向けた計画的な取組の推進		
	・自転車の走行位置の明示などにより、市民に分かりやすい自転車通行環境の整備の推進		➤ 事業推進



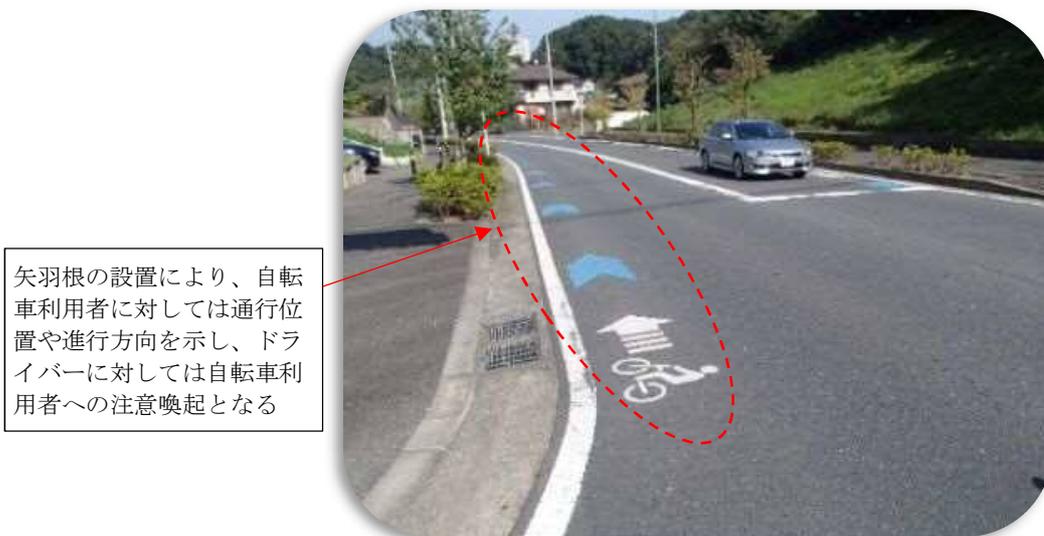
自転車シミュレータ



スケアードストリート※

※スタントマンによる自転車事故の再現など、危険な場面を目の前で見ることにより、正しい乗り方を学習します

図 4-34 自転車のルール・マナーの周知状況



矢羽根の設置により、自転車利用者に対しては通行位置や進行方向を示し、ドライバーに対しては自転車利用者への注意喚起となる

図 4-35 矢羽根設置の事例（市道向ヶ丘遊園駅菅生線）

施策4-1-2 自転車利用ルールの広報・啓発の推進

自転車マナーアップ強化月間等における各種キャンペーンを通じて、分かりやすい自転車のルールブックを配布するなど、自転車のルール・マナーを広く浸透させるための発信力のある広報・啓発を実施します。また、駐輪場での効率的・効果的な啓発活動を実施します。

シェアサイクル実証実験開始などにより、観光客等による自転車利用の増加が見込まれることから、利用者に対する啓発方法について検討します。

歩行者と自転車が共存する箇所でのルールの周知やマナーの向上に向けた取組を推進します。

川崎市職員自らが模範となるよう、職員に対する啓発を行い、自転車利用ルールの周知徹底を行います。

総合計画における関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ○各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施 啓発活動の継続実施 		<div style="text-align: right;">→ 事業推進</div>
自転車活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車の活用に向けた取組の推進 ・シェアサイクル実証実験エリアにおける利用者に対する安全に関する広報啓発 		
多摩川プラン推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩川河川敷の運動施設等の整備 ・かわさき多摩川ふれあいロードの利用方法に関する広報啓発の継続実施 		<div style="text-align: right;">→ 事業推進</div>



図 4-36 自転車の安全利用スマートガイド



図 4-37 自転車マナーアップキャンペーン

施策4-1-3 ルールとマナーの周知・徹底

自転車マナーアップ指導員による指導を推進するとともに、自転車が当事者となる事故や違反の削減に向けた交通安全に係る教育及び啓発を推進します。また市と警察や関係団体が連携して情報共有を図り、実態に着目した指導・取締り活動を推進します。

総合計画における関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
交通安全推進事業	●自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施		
	・自転車の安全利用に係る助言及び啓発活動の実施		→ 事業推進
まちづくり連動事業	●川崎駅周辺の魅力あるまちづくりの推進		
	・商店街等における地域安全パトロールの実施		→ 事業推進

平成24年5月1日から

自転車マナーアップ指導員

が巡回しています。

— 一県内ではじめて導入 —



自転車マナーアップ指導員は、青い制服とワッペンが目印です！



自転車マナーアップ指導員

※ 制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が違反者に対して違反項目が記載された、「自転車マナーアップカード」を交付し、自転車の安全運転を呼びかけます。

※ 自転車事故多発地域を中心とした市内を巡回します。

図 4-38 自転車マナーアップ指導員による指導

【政策4-2】自転車の安全・安心利用に備える

- 事故による損害賠償に対する意識の向上や、自転車の損害賠償責任保険等の加入促進に努めます。
- 交通事故を未然に防ぐため、安全性の高い製品購入や、自転車点検整備の促進につながる啓発を行います。

施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

県条例により、令和元年10月1日から県内での自転車利用には自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことから、様々な機会を通じて自転車損害賠償責任保険等への保険加入の必要性及び県条例を周知し、加入促進に取り組みます。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降		
交通安全推進事業	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施			→ 事業推進	【再掲】
	○各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施				
	啓発活動の継続実施				
	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催			→ 事業推進	【再掲】
○幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各年齢段階での交通安全教室、講話の実施					
開催数：490回以上 (※自転車以外の交通安全教室を含む)	開催数：490回以上				



図 4-39 神奈川県内の自転車損害賠償責任保険等への加入義務化に関するチラシ

出典：神奈川県 神奈川県自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例

施策 4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発

安全に自転車を利用できるように、消費者へ安全な製品の選択についての広報啓発を行います。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
消費者啓発育成事業	●消費生活に関する情報発信の実施		
	・情報誌、メールマガジン等による自転車の安全な製品に関する情報発信の実施		→ 事業推進



川崎市
KAWASAKI CITY

現在位置: トップページ > 広報・手帳 > 暮らし・生活 > 暮らし・生活 > 相談窓口 > 川崎市消費者行政センター > 消費者啓発

暮らし・生活 > いざという時の備え > 電動アシスト三輪自転車の運転・購入には注意が必要です!

電動アシスト三輪自転車の運転・購入には注意が必要です!

2019年6月25日

相談事例

相談事例1
高齢者の方で、これまで三輪自転車のほうがよいと思い、ホームセンターで電動アシスト三輪自転車を購入した。ところが乗ったが、あまり走ることができない。自らが前にパフスを踏んでも転倒し、骨折してしまいました。

相談事例2
自転車の販売店を訪問した。販売店が電動アシスト三輪自転車をプレゼントしてくれた。しかし、うちの近所は道が狭く、坂が多い。三輪自転車を返すのは難しいので、購入したインターネットショップに返却したいと連絡したところ、高額送料を請求された。

アドバイス

- 消費者生活の多岐にわたる相談を受け、自転車の運転が体力的に難しくなった高齢者の皆さまは、電動アシスト三輪自転車の利用が広まっています。それに伴い、電動アシスト三輪自転車に関する相談が増えてきました。
- 三輪自転車は二輪自転車より安定性があるように思われがちですが、走行中の車輪は二輪自転車とは異なります。カーブ走行や傾斜、急降下を走行する場合は転倒する危険性があり、運転には注意が必要です。特に高齢者の場合、「事例1」のような骨折するトラブルも発生しています。
- 電動アシスト三輪自転車の購入を考えている場合は、利用者の運動能力や道路環境をよく考慮してください。できれば事前に試乗し、購入後は早急な調整で十分に練習してから公道を使用する必要があります。
- インターネットショップや家電店などで購入する場合は、運賃表示や送料、クーリング・オフが適用されません。返金できるかどうかは、販売事業者の規約に従うことになります。未使用でも返品可能となっている場合、乗ったことでの返金は適用できません。返金できる場合でも、運賃の負担等は返金できない大型商品などで、送料が高額になります。購入時に送料無料だったとしても、それはあくまでも購入することが前提のサービスなので、返金に関する保証を要求されるケースもあります。
- 購入後返金できるか、また、帰って来たあとも返金できるか、購入する前に返金規約をよく確認するようにしましょう。
- 店舗購入の場合も、やはりクーリング・オフ対象外なので、返金できるかどうかは必ず確認する必要があります。購入前に、安全に乗り回すための注意事項として、返金についても確認が必要です。
- ペダルやチェーン、ブレーキなどの部品は、走行中に「電動アシスト三輪自転車」は「電動アシスト三輪自転車」として扱われ、公道を走るにはナンバープレートや方向指示器などの装備が必要です。運転時には原付免許やヘルメットの着用、自転車保険への加入が義務づけられます。「電動アシスト三輪自転車」と見た目は異なりますが、扱いが全く異なるので、購入の際はしっかりと確認してください。
- 三輪自転車の走行特性については、国民生活センターがテストを実施し、公式サイトで結果を公表しています。
- 電動アシスト三輪自転車の契約のありさま等は、川崎市消費者行政センターに御相談ください。



くらしの危険 343 Number

自転車の前車輪の脱落に注意!
- 工具なしで車輪の着脱ができる
クイックリリースハブは乗車前に固定確認を! -

自転車の中には、クイックリリースハブ*1という工具を使わずとも車輪が着脱できる機構が使用されているものがあります。PIO-NETには、2012年度以降にクイックリリースハブを使用した自転車で前車輪が脱落してけがを負ったという相談が21件寄せられており*2、このうち1カ月以上のけがを負ったものは9件ありました。走行中に前車輪が脱落した場合、重篤な事故に発展する傾向があります。クイックリリースハブを使用している自転車の乗車前には、前車輪の固定確認などの点検を行いましょう。

車輪の固定方法

一般的な自転車
ネットを工具で締め付けて車輪に固定されています

スポーツ車
カムロックで簡単に固定できることにより、車輪に固定します(クイックリリースハブ)

*1: クイックリリースハブは、緊急時に必要な車輪の交換を容易にするための仕組みで、工具を使わずとも簡単に車輪が着脱できる構造です。
*2: PIO-NETが主催する「全国消費者生活ネットワーク」が実施した「国民生活センター」と企業消費者生活センターによるアンケート調査結果。調査対象は、全国の消費者生活センターが実施しているアンケート調査。2012年度以降の調査結果。2019年12月時点での集計結果。

図 4-40 WEB や冊子等を活用した消費生活に関する情報発信

出典：川崎市 HP

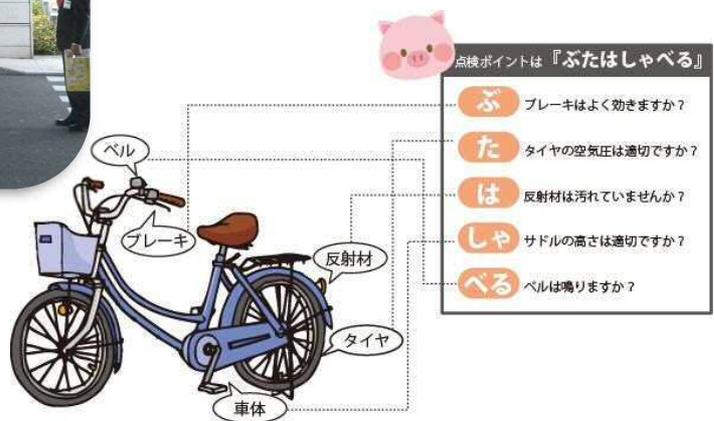
施策4-2-3 自転車点検整備の促進

自転車を安全に使用するため、ルールブックや交通安全教室などにより、自転車利用者が自ら日常点検を行う方法について啓発を行います。また、自転車販売店と連携し、点検・整備を促進させる取組を行います。

総合計画における 関連する事務事業	施策内容・目標				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降		
交通安全推進事業	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施			事業推進	【再掲】
	○各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施				
	啓発活動の継続実施				
	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催			事業推進	【再掲】
○幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各年齢段階での交通安全教室、講話の実施					
	開催数：490回以上 (※自転車以外の交通安全教室を含む)	開催数：490回以上			



自転車の無料点検



ぶたはしゃべる

図 4-41 自転車の点検整備





第5章

計画の推進

1 計画の指標

計画推進の目安として基本政策の各政策に対して指標を設定し、計画期間の令和3年度末までの達成に向けて取り組みます。

原則として、成果指標の考え方を基にアウトカム（成果）指標を設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が分かりやすい場合は、アウトプット指標を用いるなど、政策の特性に応じた指標の設定を行っています。

基本政策	指標	現状	目標値 (令和3年度末)
通行環境整備	自転車通行環境整備延長	20 km (平成30年度末)	58 km 以上
	自転車通行環境維持改善延長	—	1.2km 以上
	自転車に関わる交通事故件数	1,000 件 (平成30年末)	980 件以下
駐輪対策	駐輪場の利用満足度 (利用者アンケート)	62% (平成31年1月)	64%以上
	放置禁止区域の指定	47 駅 (平成30年度末)	48 駅
	駅周辺における放置自転車の台数 (9時台)	1,540 台 (平成30年6月)	1,540 台以下
自転車の活用	シェアサイクルの自転車回転数 (好天日)	0.52 回/日 (令和元年9月)	1.00 回/日以上
	シェアサイクルの自転車利用回数	16,194 回/月 (令和元年9月)	24,000 回/月以上
	シェアサイクルの業務利用率 (利用者アンケート)	7% (令和元年9月)	10%以上
ルール・ マナー啓発	交通安全教室の開催 (自転車以外の交通安全教室を含む)	534 回 (平成30年度)	490 回/年以上
	自転車損害賠償責任保険等の加入率 (アンケート)	56.4% (令和2年1月)	56.4%以上

2 計画の進捗管理・評価について

本計画は毎年度、政策の進捗状況や目標の達成状況等について評価・検証した上で、課題となっている事項を整理し、実施方法の改善等についてフォローアップするとともに、計画期末には総括評価を実施します。

進捗管理については、計画を策定（Plan）した後、政策を実施（Do）し、進捗状況や効果について評価・検証（Check）した上で、評価に基づき見直しや改善（Action）を行い、計画策定に反映する PDCA サイクルに則った進捗管理を実施します。

また、川崎市総合計画第3期実施計画の策定を踏まえて計画を見直します。

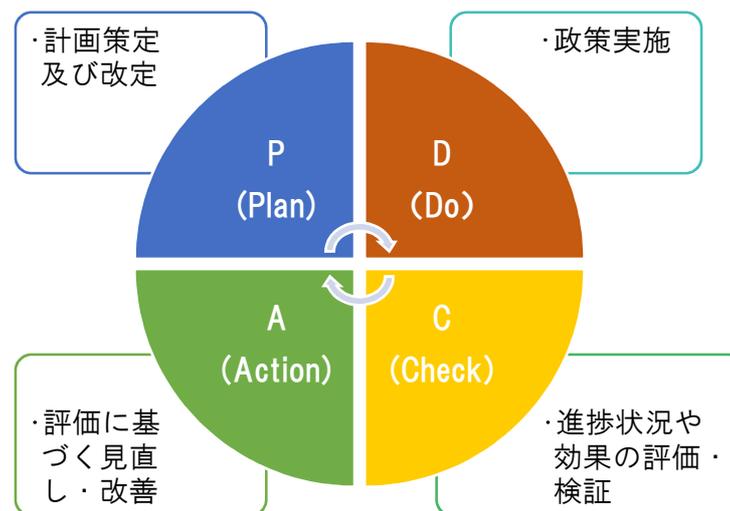


図 5-1 進捗管理のイメージ図（PDCA サイクル）

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎市自転車活用推進計画

令和2年2月

〔問合せ先〕

川崎市建設緑政局自転車活用推進室

住 所 : 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 12-1

(タワー・リパークビル 20 階)

電 話 : 044-200-2769

Fax : 044-200-3979